

早期警戒と緊急手続きに基づく 国連人種差別撤廃委員会への要請

Request to the Committee on the Elimination of Racial Discrimination (CERD)
under the Early Warning Measures and Urgent Procedures

日本国沖縄における米軍基地建設の現状

2012年2月10日提出

琉球弧の先住民族会 (AIPR)
沖縄・生物多様性市民ネットワーク (沖縄 BD)
反差別国際運動 (IMADR)

構成

添付文書リスト

1. はじめに

2. 背景

- 2.1 琉球王国の日本への併合と沖縄への米軍基地の集中
- 2.2 1972年の沖縄復帰と米軍基地の存続
- 2.3 沖縄に関する特別行動委員会 (SACO)合意と新米軍基地建設計画

3. CERD が早期警戒と緊急手続きを検討するに必要な状況

- 3.1 辺野古/大浦湾における米軍基地建設
- 3.2 高江における6つの米軍ヘリパッド建設
- 3.3 ICERD 条項の違反

4. 委員会への要請

(原文の注は略)

添付文書リスト

「沖縄の米軍基地」(沖縄県 2011年9月)
US Military Base Issues in Okinawa, Okinawa Prefectural Government (September 2011) (pdf):
<http://www3.pref.okinawa.jp/site/contents/attach/25385/US%20Military%20Base%20Issues%20in%20Okinawa.pdf>

沖縄県知事仲井真弘多スピーチ(沖縄クエスチョン 2011年9月19日 ワシントン大学)
The Futenma Relocation Issue, speech of the Hirokazu NAKAIMA, Governor of Okinawa Prefecture (September 19, 2011) (pdf):
<http://www3.pref.okinawa.jp/site/contents/attach/25418/Governor%20Nakaima's%20Speech%2009-19-2011.pdf>

普天間飛行場移設問題を巡る動向(沖縄県)
Background on the MCAS Futenma Issues, Okinawa Prefecture(pdf):
<http://www3.pref.okinawa.jp/site/contents/attach/25418/Background.pdf>

普天間飛行場移設問題についての沖縄県の政治状況(沖縄県 2011年4月)
Political Situation in Okinawa, Okinawa Prefecture (April 2011):
<http://www3.pref.okinawa.jp/site/contents/attach/25418/Political%20Situation%20in%20Okinawa.pdf>

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の要請書(2011年10月)
Promoting Effective Measures on Various Issues Deriving from Military Installations, the Okinawa Municipal Council for Military Land Conversion and Base Problems (October 2011)(pdf): <http://www3.pref.okinawa.jp/site/contents/attach/25649/yoseiEng.pdf>

「沖縄の自然ガイド 森と海の不思議な生き物たち」(沖縄県自然保護課 2000年3月)
Nature in Okinawa (March 2000)
<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=70&id=12017&page=1>

「アメリカへ米軍基地に苦しむ沖縄の声を届ける会」要請文(2012年1月)
Resolution of United States Military Base Problem on Okinawa (January 2012) (pdf):

CBD 市民ネット沖縄地域作業部会のポジションペーパー(2010年10月26日)
Position Paper of Okinawa Region Working Group, Japan Civil Network for Convention on Biological Diversity (October 26, 2010) (pdf): <http://www.bd.libre-okinawa.com/position-paper>

「小さな島々の豊かな生物多様性を守るために」(訪米団要請文) 沖縄・生物多様性市民ネットワーク(2012年1月21日)
Save Our Small Islands and Our Treasured Biodiversity (Request letter), Citizens' Network for Biodiversity in Okinawa (January 21, 2012)(pdf): <http://okinawabd.ti-da.net/e3771171.html>

Voice of Takae(ヘリパッドいらぬ住民の会 2010年10月14日)
Voice of Takae, No Helipad Takae Resident Society (October 14, 2010)(pdf):
<http://nohelipadtakae.org/files/VOT-english2010Oct14.pdf>

沖縄から緊急の呼びかけ: ヤンバルの森と人々の暮らしを守ろう: 米軍ヘリパッド建設工事強行再開(沖縄・生物多様性市民ネットワーク 2011年2月16日)
Call for Your Attention and Action: Protect Yanbaru Forest and Local Community from Helipad Construction by Citizens' Network for Biological Diversity in Okinawa (February 16, 2011) (pdf): <http://okinawabd.ti-da.net/e3264329.html>

「やんばるの森にヘリパッドはいらない」(WWF ジャパン、「ヘリパッドはいらない」住民の会)
No Military Helipads in Yanbaru Forest, World Wide Fund for Nature (WWF) Japan and No

Helipad Takae Resident Society(pdf): <http://www.wwf.or.jp/activities/lib/pdf/yanbaru0706e.pdf>

生物多様性条約市民ネットワーク緊急声明『愛知ターゲット』の実現を阻む
上関・原子力発電所、高江・米軍ヘリパッド、工事中止と計画見直しを」(2011年3月10日)

Urgent Statement Japan Civil Network for Convention on Biological Diversity, For Achieving the Aichi Targets: Call for Suspension and Reconsideration of the Construction of Nuclear Power Plant in Kaminoseki, Yamaguchi and the Construction of US Military Helipads in Takae, Okinawa (March 10, 2011) (pdf): <http://www.cbdnetjp.org/archives/4052/>

やんばるの森の危機 (CBD アライアンス ECO vol 36-1, p.13, 2011年3月8日、沖縄・生物多様性市民ネットワーク事務局長吉川秀樹)

Yanbaru Forest Under Attack (ECO vol.36-1. p.13) (Hideki Yoshikawa, Chief Secretariat, Citizens' Network for Biological Diversity in Okinawa) (March 8, 2011) (pdf): <http://www.cbdalliance.org/post-cop-10/>

IUCN 勧告 2.72 (2000年10月)

IUCN Recommendation (2.72) (October, 2000) (pdf): <http://sea-dugong.org/english/main/IUCNrecommendation.pdf>

IUCN 勧告 3.114 (2004年11月)

IUCN Recommendation (3.114) (November, 2004) (pdf): <http://www.jelf-justice.org/prefecture-map/documents/20041125IUCNreport.pdf>

IUCN 勧告 4.022 (2008年10月)

IUCN Resolution (4.022) (October, 2008) (pdf): http://intranet.iucn.org/webfiles/doc/IUCNPolicy/Resolutions/2008_WCC_4/English/RES/res_4_022_promotion_of_dugong_during_the_un_2010_international_year_for_biodiversity.pdf

生物多様性に関する国際先住民族ネットワーク (IIFB) の最終声明 (生物多様性条約第10回締約国会議、名古屋、2010年10月29日)

Closing Statement of the International Indigenous Forum on Biodiversity (IIFB), Tenth Conference of the Parties of the Convention on Biological Diversity, Nagoya, Japan (October 29, 2010) (pdf): http://www.sdcc.jp/pdf/files/closing_statement.pdf

国連先住民問題常設フォーラム共同声明 (市民外交センター、アジア先住民族連合、フォレスト・ピープルズ・プログラム、沖縄・生物多様性市民ネットワーク、「ヘリパッドいらない」住民の会、モペツ・サンクチュアリ・ネットワーク/木村真希子 国連本部、ニューヨーク 2011年5月16-27日)

Collective Statement, United Nations Permanent Forum on Indigenous Issues, United Nations Headquarters New York, 16 to 27 May, 2011: Shimin Gaikou Centre, Asia Indigenous Peoples' Pact, Forest Peoples' Programme, Citizens' Network for Biological Diversity in Okinawa, No Helipad Takae Resident Society, Mo-pet Sanctuary Network By Makiko Kimura (May 2011) (pdf): <http://okinawabd.ti-da.net/e3421074.html>

反差別国際運動声明「人種主義に関する国連特別報告者による人権理事会第7会期への報告書を受けて：現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容に関する特別報告者の報告を受けて」国連人権理事会第7会期ジュネーブ 2008年3月19日

IMADR's statement delivered at the UN Human Rights Council 7th Session, in Response to the Report of the Special Rapporteur on Racism, United Nations Human Rights Council Seventh Session, Geneva, 19 March 2008; In Response to the Report of the Special Rapporteur on contemporary forms of racism, racial discrimination, xenophobia and related intolerance (March 19, 2008): http://www.imadr.org/statement/archives/imadrs_statement_delivered_at/

反差別国際運動 口頭声明 人権理事会 16 セッション (2011 年 3 月 14 日)
IMADAR Oral Statement, Human Rights Council 16th Session (March 14, 2011) (pdf):
<http://img03.ti-da.net/usr/okinawabd/IMADRsitems4sGD.pdf>

人種差別撤廃 NGO ネットワーク (ERD ネット) のフォローアップ情報 (抜粋「3. 沖縄民族に関して」) (2011 年 3 月 16 日)

Follow-up Information from the Japan NGO Network for the Elimination of Racial Discrimination in relation to the CERD recommendations included in paragraphs 12, 20 and 21 of its Concluding Observations on Japan (CERD/JPN/CO/3-6). Prepared by Japan NGO Network for the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (ERD Network Japan, 84 organizations and 28 individuals) with the coordination of IMADR-JC (May 16, 2011) (excerpt) (pdf):

1. はじめに

1)わたしたちは人種差別撤廃委員会（CERD）に対し、その「早期警戒措置と緊急手続き」のもとに、日本国沖縄県、沖縄本島北部の辺野古/大浦湾、およびやんばるの森の高江の2箇所において計画されている米軍新基地建設について検討し、緊急アクションを要求する文書を提出する。

2)同米軍新基地建設は、計画への強い反対にも関わらず、琉球/沖縄の人々および沖縄に居住する日本人に対して、日米両政府により強いられてきた。琉球/沖縄の人々と沖縄に居住する日本人は既に在日米軍の不均衡な「負担」を負い、その被害を受けてきた。在日米軍の74%は日本領土面積のわずか0.6%の沖縄に集中している。在日米軍の存在は、琉球/沖縄の人々と沖縄に居住する日本人に対して、米兵による事故や犯罪、騒音、環境破壊などの様々な問題を起こしてきた。

3)もし新基地が建設されたならば、環境だけでなく、琉球/沖縄の人々および沖縄に居住する日本人の生活への膨大かつ取り返しのつかない被害と損害をさらに強要することとなる。事実、日米政府はこの計画を策定し、実施する過程において、琉球/沖縄の人々の自己決定権、生活権、環境権および表現の自由の権利を既に侵してきた。

4)（沖縄において）米軍基地が集中していること、そして米軍基地の存在によって様々な問題が起こされており、これらの新たな建設計画は、琉球/沖縄の人々に対する日米政府によって継続して行われている差別政策とその実施、および人権侵害の表れとして認識されるべきである。この計画は沖縄で居住する日本人にも影響を与えている。

5)私たちは、日米政府による琉球/沖縄の人々に対する長く、広範囲にわたる差別政策とその実施、および人権侵害を終わらせることにCERDに助力を求めるとともに、辺野古/大浦湾および高江での、問題ある軍事基地建設を中止させるため、CERDがこの現状を検討し、緊急アクションを起こすことを要求する。

2. 背景

2.1 琉球王国の日本への併合と沖縄の米軍基地集中

6)沖縄は日本の最南端にある県であり、160の島から成り、沖縄本島はその中で最も大きい島である。沖縄の人口は140万人であり、琉球/沖縄の人々が多くの人口を占めているが、一方、琉球/沖縄の人々を配偶者とする結婚、仕事あるいは教育などにより多くの日本人が移住している。

7) 50以上の琉球/沖縄の地域コミュニティが、同数の言語/方言と同様に確認されており、それぞれのコミュニティが強いアイデンティティをもっている。国連の条約機関で見解や懸念が示されているように、（他の）先住民と同様に琉球/沖縄が独自性を持ち、識別できることが明確であるにも関わらず、日本政府は琉球/沖縄を正式に認定していない。

8)沖縄の近代史は琉球/沖縄の人々が、自らの自己決定権、生活、文化、言語および環境に関する権利を奪われてきた植民地化と軍事化の歴史であった。その間、琉球/沖縄の人々は差別的な政策とその施行に苦しみ、耐えてきた。

9)独立王国であった琉球王国が日本の南の薩摩藩により「半植民地化」された後、新興政府であった明治政府が1792年に琉球王国を併合し、「沖縄県」を設置した。様々な国家政策や施行が、日本政府によって琉球/沖縄の人々に押しつけられる一方、選挙による、国家の政策決定過程への参加については、1919年まで琉球/沖縄の人々は排除されていた。

10)例えば、杣山（ソマヤマ）として知られている共同体による伝統的な土地所有形態を否定さ

れ、琉球/沖縄の人々の土地が国有地にさせられるなどの一連の土地改革が、日本政府によって琉球/沖縄の人々に対して押しつけられた。その結果、伝統的土地所有制度を基盤としていた、伝統的な経済形態が崩壊させられた。

11)琉球/沖縄の人々を日本の文化規範に同化させるため、日本政府は琉球/沖縄の言語の学校での使用や、死者の骨を洗う洗骨、女性の入れ墨の針灸（ハジチ）、男性の琉球式髪型であるカタカシラといった伝統的な文化慣習を禁じた。その結果、このような琉球/沖縄の文化的特徴は琉球/沖縄の人々の中でさえも、悪しきものとして認識されることとなった。

12)日本政府による琉球王国の併合と、「沖縄県」の強制的な設置において、琉球/沖縄の人々に押しつけられた差別的な政策とその実施は、「条約法に関するウィーン条約」51条への違反と見なされるべきである。

13)第二次世界大戦への動きの中で、沖縄は日本にとって戦略的に重要な最前線地となった。そのため、琉球/沖縄の人々の土地は接収され、日本軍の飛行場へと転用させられた。第二次世界大戦の末期には、沖縄は日米両軍間の激しい戦場地となり、死者は20万人以上にのぼり、そのうちの10万人は琉球/沖縄の民間人であり、10万7000人は日本兵、1万2000人が米兵であった。

14)第二次世界大戦が終了し、日本が「日本の降伏条件を定義する宣言（ポツダム宣言）」を受諾し、米軍は、日本の施政権と共に、沖縄の施政権を奪った。1945-50年の間、米軍は琉球/沖縄の人々の土地を欲するままに占領していった。1950年、米軍は「沖縄の政府」として、「琉球列島米国民政府（USCAR）」を設立したが、一方、地方政府「琉球群島政府（GRI）」の設立を許可している。USCARはGRIを監視し、GRIの決定全てを覆すことができた。この統治制度は、1972年まで実施されていた。

15)1951年の「日本国との平和条約（サンフランシスコ講和条約）」が1952年に施行されると、日本は独立国家としての地位を取り戻したが、沖縄の施政権は米軍統治の下、USCARが保持したままであった。琉球列島に関する条約3条は、「合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする」と定めていた。

16)1953-57年の間、朝鮮戦争（1950-53年）、および緊迫する冷戦に対応するために、米国軍政府は琉球/沖縄の人々の土地を「銃剣とブルドーザー」で接収し、軍事基地や訓練場にしていった。琉球/沖縄の土地所有者の大半は、土地財産所有権を手放さずに補償金を受け取ったが、多くの琉球/沖縄の土地所有者、特に農民は、生活の糧を失った。

17)韓国や台湾のように、沖縄も第二次世界大戦前、日本によって植民地化されていたことを考えるならば、米軍が第二次大戦終了後ただちに沖縄の施政権を奪ったことと、その結果としての沖縄と琉球/沖縄の人々に関する政策や政策の実施は、1945年のポツダム宣言の違反と見なされるべきである。さらに、米国軍政府がUSCAR統治下において、琉球/沖縄の人々から土地を接収したことは、1907年のハーグ諸規則46条の違反と考えるべきである。

18)米軍占領下の1945-72年には、飛行機の墜落事故や車両の衝突事故などの米軍による事故が頻繁に起こり、琉球/沖縄の人々を死に至らしめ、琉球/沖縄の人々の財産に被害をおよぼしていた。強盗からレイプ、殺人にまでおよぶ犯罪も起こされていた。このような事故や犯罪は、米国軍法廷で裁かれ、GRIの司法機関のもとで裁かれることはなかった。重犯罪を犯した米兵は、通常、沖縄から別の場所の部隊に移されるだけであった。

19)1960年代には、このような状況のなかで、琉球/沖縄の人々は日本への復帰を構想した。それは米軍占領が終わって沖縄が日本の平和憲法下に置かれること、そして日本が享受しているような経済社会的利益を受けることを望んでのものであった。

2.2 1972年の沖縄復帰と継続して存在する米軍基地

20) 1972 年、沖縄が日本に「復帰」し、大半の琉球/沖縄の人々は、よりよい生活への期待を高め、復帰を歓迎した。しかし、その期待は部分的にかなえられたにすぎなかった。

21)1960年の「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」は1972年に沖縄で施行されるようになったが、日本政府は沖縄における米軍基地を縮小しようとはしなかった。広大な多くの米軍基地は、事故、犯罪、騒音、環境破壊、その他の多くの問題を継続させたまま、存在し続けている。

22)1960年の日米地位協定（SOFA）が沖縄で施行されるようになったのは1972年であったが、公務中の米兵や軍雇用民間人によって起こされた犯罪や事故が処理される時には、米軍が一次裁判権を有したままであった。公務中の米兵が違反を犯し、琉球/沖縄、日本人の住民に損害をおよぼしても、日本の法廷で裁かれることは稀である。米軍が被害者に補償を払わないことはしばしばあり、現在は、日本政府が被害者の補償に部分的な金銭的責任を負っている。

23)琉球/沖縄の人々から米軍基地のために接収した土地の問題は、復帰以降、より複雑なものとなっている。日本政府が軍用地の仲介者となり、琉球/沖縄の土地所有者から土地を借用し、米軍に土地を転貸しており、それゆえ琉球/沖縄の土地所有者と米軍基地を抱える自治体に影響力をもっている。

24)復帰後、日本政府は主に沖縄振興開発計画を通じて、特にインフラ整備の分野での交付金、補助金、開発計画といった形での膨大な財政援助を行ってきた。

25)日本政府の沖縄への財政援助は、しばしば沖縄の米軍基地負担への「補償」としてとらえられている。実際に、米軍基地を抱える自治体は、様々なプロジェクトへの財政的援助を防衛省から受け取っている。その財政援助には規制や条件を伴うので、政府の財政援助は、日米安保において定められた役割を日本政府が沖縄に確実に果たしてもらうための政治的道具であるとも見られている。

26)琉球/沖縄の人々、増加している沖縄に移り住む日本人、自治体、沖縄県は沖縄における米軍基地縮小を要求してきた。沖縄で継続して行われている軍事化や、米軍・米兵によって起こされる事故や事件に対して、様々な形の抵抗があった。彼らは、米軍基地が沖縄に継続して集中していることの、重要な法的原因としてみなしている 1960 年の米国との安全保障条約と同様に、SOFA の改正を要求してきた。

27)前述のとおり、米軍基地が集中しているという沖縄の負担という点からみると、これまでに大きな変化はない。日米両政府は、SOFA あるいは安全保障条約の改定、修正を行っていない。

2.3「沖縄に関する特別合同委員会(SACO)合意」と米軍新基地建設

28)1995 年、12 歳の少女が沖縄の北部で 3 人の米兵にレイプされた。このレイプ事件は、琉球/沖縄の人々と沖縄に居住する日本人の両方の沖縄の人々を激怒させ、その結果、この事件に対する抗議、そして最終的には沖縄における米軍基地の圧倒的な存在に対する反対運動が、沖縄中に広がった。沖縄の人々の怒りと抵抗に応え、日米両政府は「沖縄に関する特別合同委員会」を「沖縄県民の負担を軽減し、それにより日米同盟関係を強化する」ことを目的として設立し、1996 年に「SACO 最終報告」を提出した。

29)SACO 最終報告書は、宜野湾市における海兵隊普天間飛行場の閉鎖と、沖縄本島における亜熱帯のやんばるの森にある米軍北部訓練場の一部を沖縄県に返還することが定められた。しかし、普天間飛行場の閉鎖と北部訓練場の一部の返還は、沖縄内の他の場所での新基地建設と引き替えであることが要求された。

30)沖縄本島の名護市辺野古/大浦湾における巨大基地建設は 1997 年に普天間飛行場の閉鎖と引き替えに提案された。沖縄本島の東村高江における新たな 6 つのヘリパッド建設は、北部訓練

場の一部の返還と引き替えに提案された。

31)琉球/沖縄の人々と沖縄に居住する日本人、国内外の NGO はこの建設計画に反対してきた。日本における米軍基地の 74%が沖縄に既に存在していることを考えれば、この新基地建設は、沖縄の人々にさらなる負担を押しつけることになる。さらに、辺野古/大浦湾、およびやんばるの森が、日本で最も生物多様性豊かな地域であり、そこは、沖縄の環境を考慮した将来的な発展の鍵となるということを考えれば、取り返しのつかない環境破壊を引き起こすであろうこの新基地建設は、沖縄の人々から将来を奪うことになってしまうのである。現在も引き起こされている悪影響を考慮すると、この新基地建設の目的と米国海兵隊基地の存在は、大きな疑問をもたれるようになり、米国議会においてさえ、関連した批判が見られるようになった。

32) 琉球/沖縄の人々と沖縄に居住する日本人や世界の NGO の反対にも関わらず、日米政府は米軍基地建設を推進している。それは、「先住民の権利に関する国際連合宣言」(UNDRIP20,30 および 32 条) および「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(ICERD2 条および 5 条) に違反し、同宣言、条約で尊重されている権利を侵している。

3. CERD が早期警戒と緊急手続きを検討するに必要な状況

3.1 辺野古/大浦湾における米軍基地建設

33) 名護市東部に位置する辺野古/大浦湾区域は、全人口 5000 人が住む、琉球/沖縄の人々の緊密に結ばれた 13 区のコミュニティが集まる場所である。米軍基地キャンプ・シュワブもその区域に位置している。ここは日本で最も生物多様性豊かな沿岸区域の 1 つである。それは絶滅危惧種の海洋哺乳類かつ沖縄の文化的アイコンである「沖縄ジュゴン」や、絶滅の危機にあるアオサンゴに象徴されている。この地域の豊かな環境が、地域のコミュニティの暮らしの基盤を与えているのである。

34) キャンプ・シュワブは 1959 年に建設され、それから運用が続いている。現在、射撃訓練、水陸両用戦車の上陸訓練などの様々な軍事訓練が、基地内および指定された「訓練水域」において行われている。このような訓練と演習は、赤土汚染や山火事、騒音被害を頻繁に起こしている。

35) 自らの生活と環境の権利を訴え、琉球/沖縄の人々と沖縄に居住する日本人は、15 年以上、この建設計画に反対し、抗議してきた。それは声明発表から選挙、決議、抗議集会、座り込みといった自分たちが行使できるあらゆる民主的で非暴力の手段を用いてのものであった。

36) とりわけ、建設予定地である名護市民は、1997 年の市民投票において、米軍基地移設計画に対して、拒否の姿勢を示した。現名護市長稲嶺進は、基地建設計画に明確な反対を公約で示し、2010 年の選挙で当選した。

37) 2010 年の県知事選挙では投票者の 97%が普天間基地の県外移設を望む候補者に投票した。その選挙で再選を果たした仲井真県知事は、「普天間基地の辺野古/大浦湾への移設は不可能だ」と繰り返し述べている。沖縄県議会も普天間基地を県内のいかなる場所へも移設することへの反対決議を採択している。現在、沖縄の市町村の全首長は県内移設案に反対の意を示している。

38) 沖縄の圧倒的な反対にも関わらず、日本政府は建設計画を推進し続けている。同米軍基地建設を担当している機関である沖縄防衛局は、環境影響評価（以下、環境アセス）を行い、建設計画を推進させるために、強圧的かつ欺瞞的な手法をしばしば使い、環境アセスを政治的な道具として利用してきた。

39) 例えば、2007 年の 5 月は辺野古/大浦湾での沖縄防衛局による事前環境影響調査を「支援する」ため、海上自衛隊の掃海母艦「ぶんご」が派遣された。この「ぶんご」派遣は沖縄の人々を憤慨させ、建設予定地の現場で座り込みの抗議をしている人々を威嚇するものであった。沖縄県知事仲井真弘多はこの派遣を「アメリカに銃剣を突きつけられていた沖縄の記憶をよみが

えらせるようなもの」と言い表した。

40)環境アセスの過程において、沖縄防衛局は、基地運用についての重要な詳細部分に関する情報をしばしば隠し、それによって法で保証されている基地建設への適時な「パブリックコメント」の機会を奪ってきた。例えば、MV-22 オスプレイの基地配備に関する情報は、環境アセスの、まさに最終的な段階まで提供されることはなかった。

41)環境アセスは、沖縄防衛局が環境影響評価書を沖縄県知事に提出し、現在、最終段階に入っている。環境影響評価書は米軍基地建設および供用は、環境に悪影響を与えない、ゆえに基地建設は推進可能であるとの結論を出している。

42)しかし、沖縄防衛局の環境アセスは、科学的な論理性が危ういことと民主的手続きを歪めていることから批判されている。科学的論理性と民主的手続きの2つは、環境アセスに必要とされているものである。沖縄防衛局の環境アセスは日本の専門家から日本で「史上最悪のアセス」と称されている。

43)この環境アセスの「悪影響はない」という結論は、沖縄県の環境アセス審査委員会によって、異議が申し立てられている。審査委員会自体が出した結論は、評価書には多くの欠陥があり、もし基地建設が実行される場合は、環境保全は不可能であるというものである。

44)この環境アセスの問題を明るみにするため、そしてこのアセスの法的正当性に異議を申し立てるために、琉球/沖縄の人々と沖縄に居住する日本人などの622人を原告とし、2009年、沖縄防衛局に対し、那覇地方裁判所で「辺野古アセス訴訟」が起こされた。

45)沖縄の個人、沖縄と日米のNGOなどから構成される原告により、米国国防総省に対し、国家歴史保存法（NHPA）を用いて起こされた「ジュゴン訴訟」も、カリフォルニア北部地区合衆国連邦地方裁判所で、現在進行中である。2008年1月、裁判所は国防総省が、日本の文化的、歴史的に価値のある「天然記念物」である沖縄のジュゴンにに対して、米軍基地建設が及ぼす可能性のある悪影響を考慮しなかったという判決を出した。裁判所は国防総省に対し、ステークホルダーと協議をすることにより、NHPAを遵守せよという命令を出している。しかし、現在まで、原告と国防総省は、国防総省が現地住民の意見を聞くことは本意でないため、協議プロセスに関して合意に至っていない。環境アセスが現在ほぼ終了しようとしている現在、ジュゴン訴訟が再び動きだすことが予想される。

46)このように琉球/沖縄の人々および沖縄に居住する日本人が民主的な取り組みを行っているにも関わらず、日米政府は代替案を検討しようとするとはなかった。事実、日本の防衛大臣田中直樹と米国国防長官レオン・E・パネッタは、2012年1月27日に電話会談を行い、日米両政府が建設計画推進続行を確認している。

47)このような差し迫った状況に、琉球/沖縄の人々および日本に居住する日本人は、日本政府が米軍基地建設を強要するために、地元の意思決定過程に強力な手段を用いて介入してくるのではないかと、という非常に強い懸念を抱いている。

48)例えば、沖縄県知事仲井真弘多は2012年6月に米軍基地建設に必要とされる辺野古/大浦湾の埋立てを許可するかどうか、決断をすることになっている。これまでのあらゆる基準から判断すると、県知事は、埋立て許可を与えない可能性があると考えられる。しかし、日本政府は1997年の「駐留軍用地特別措置法」のケースのように、埋立て許可の権利を取り上げることもありうる。

49)そのケースでは、当時、沖縄県知事大田昌秀が、軍用地の「代理署名」という法的行為を執行しないことを宣言したため、代理人としての県知事の役割を剥奪し、中央政府が代理署名を執行できるように改正されたのである。

50)また、法律違反の可能性のあるものとして、沖縄防衛局が来たる宜野湾市長選に介入していることが発覚している。宜野湾市は、普天間飛行場があるゆえに、市長選の結果が、基地建設

計画にさらなる影響があるところである。沖縄防衛局の類似の介入例としては、1997年の名護市民投票や過去の市長選において、基地建設計画を強要することに役立つ候補者や立場を支持してきたことも明らかになった。

51)この建設計画、それに伴う環境アセスのプロセスや日本政府によるその他の行為はUNDRIP30条「関連する公共の利益によって正当化されるか、もしくは当該の先住民族による自由な合意または要請のある場合を除いて、先住民族の土地または領域で軍事活動は行われない」の違反である。

52)また、UNDRIP29条の「先住民族は、自らの土地、領域および資源の環境ならびに生産能力の保全および保護に対する権利を有する。国家は、そのような保全および保護のための先住民族のための支援計画を差別なく作成し実行する」も違反している。

53)また、UNDRIP第32条1項「先住民族は、自らの土地または領域およびその他の資源の開発または使用のための優先事項および戦略を決定し、発展させる権利を有する」と2項「国家は、特に、鉱物、水または他の資源の開発、利用または採掘に関連して、彼／女らの土地、領域および他の資源に影響を及ぼすいかなる事業の承認にも先立ち、先住民族自身の代表機関を通じ、その自由で情報に基づく合意を得るため、当該先住民族と誠実に協議かつ協力する」にも違反している。

3.2 高江における米軍ヘリパッド建設

54)沖縄本島の北部のやんばるの森周辺に位置する高江は、東村の小さな村落のコミュニティーの1つである。約160人の人口は、琉球/沖縄の人々と日本人の住人とで構成されている。やんばるの森は、絶滅危惧種のノグチゲラやヤンバルクイナといった稀少生物が生息する日本で生物多様性が最も豊かな地域の1つである。やんばるの森の豊かな環境は、地元のコミュニティーの暮らしの基盤を与えている。また、やんばるの森は「沖縄県民の水がめ」としての役割も果たしている。

55)1957年から米軍はやんばるの森の大部分を訓練のために使用してきた。現在やんばるの森の30%は、米軍の「北部訓練場」に指定されている。この訓練場では、使用頻度の高い22の米軍ヘリパッドが既に存在し、付近の地元のコミュニティーや環境に様々な問題や危険を引き起こしている。

56)1996年のSACO合意と、それに伴った日米合意事項の下で、北部訓練場の51%を返還する条件として、高江に新たに6つのヘリパッドを建設する計画が1999年に提案された。

57)その後、高江の住民、琉球/沖縄の人々と沖縄に居住する日本人、NGOや専門家は、行使できるあらゆる民主的で非暴力な手段を用いてこの計画への懸念を示し、高江地域への新たなヘリパッド建設は高江のコミュニティーにさらなる危険を押しつけ、やんばるの森に悪影響を及ぼすであろうと主張し、建設計画に反対し続けている。

58)1999年10月、高江区はヘリパッド建設反対の決議を採択した。2007年6月に、沖縄防衛局が建設工事を開始したため、高江区は新たな決議を採択し、住民に建設中止のための行動を呼びかけた。高江住民は、その時から支持者とともに工事現場付近での座り込みを開始し、5年間、座り込み抗議活動を行っている。

59)2010年6月は、東村に隣接する大宜味村議会が、ヘリパッド建設反対の決議を採択し、東村議会も同年同月、ノグチゲラの保護条例を採択した。

60)また、現在使用されている航空機に代わって米国のMV-22オスプレイが沖縄に配備されることが2011年6月に確認されて以来、沖縄県議会、東村議会を初めとした多くの市町村が、沖縄へのMV-22オスプレイ配備反対の決議を採択している。高江に建設が計画されているヘリパッドで、MV-22オスプレイが使用される可能性が非常に高いため、これらの決議は、高江の

6つのヘリパッド建設計画に適用されることとなる。

61)高江住民が、沖縄防衛局に建設計画問題の解決のため、対話を呼びかけているにもかかわらず、沖縄防衛局は2008年11月、ヘリパッド建設反対のための平和的な座り込みをしている高江住民や支援者15人に対して、通行妨害禁止仮処分命令を那覇地方裁判所に申し立てた。

62)当初、申し立てられた者の中には、8歳の少女が含まれていたが、後に沖縄防衛局はその少女に対する申し立てを取り下げた。2009年の12月には裁判所は14人のうち12人に対する申し立てを取り下げた。2010年12月、裁判所は沖縄防衛局と2人の被告（高江区の住民）に法廷外における和解を勧告した。しかし沖縄防衛局が、被告との和解を拒んでいるため、そのような和解は未だ行われていない。

63)この訴訟は、多くの人々からヘリパッド建設に反対する人々を標的としたスラップ訴訟ととらえられており、現在係争中である。最終判決は2012年3月14日に出される予定である。一方、九州弁護士会連合会は、日本政府に、訴訟を起こす際には十分な調査を行い、日本国憲法で保障されている表現の自由を侵害しないことを要求する勧告書を提出した。

64)高江の訴訟が係争中であるにもかかわらず、沖縄防衛局は、建設計画に反対する地元住民や支援者に、強圧的なやり方で工事を進めている。

65)2011年2月、現場での人々の抗議行動を無視し、沖縄防衛局は隊列で高江に繰り込み、建設現場のやんばるの森を切り倒しはじめた。2011年11月には、沖縄防衛局は30人のガードとともに、重機を持って工事再開のために高江に戻り、座り込みの抗議行動をする人々を危険にさらした。

66)また、直近の出来事では2012年1月、沖縄防衛局は、大きなスピーカーで地元住民と支援者に工事再開のために道をあけるようにと要求し、工事の再開を試みた。沖縄防衛局は、また、座り込みの人々の顔を録画した。沖縄防衛局の大騒音にも関わらず、抗議をする人々は耳栓をして、平和的な座り込みを続けていた。座り込みの人々は肉体的にも精神的にもハラスメントを受けていた。

67)辺野古/大浦湾と同様に、沖縄防衛局の新たな6つのヘリパッド建設計画と、それに伴う工事はUNDRIPの29条、30条、32条1項、32条2項に違反しているとみなすべきである。

3.3 ICERDの条項の違反

68)日本政府と国家アクターの行為がCERDの2.1(a)、2.1(c)と5に違反すると考えられるため、上記の状況は、CERDの早期警戒と緊急手続きの下での、CERDによる緊急な注意とアクションを要する。

4. 委員会への要求

69) 市民社会のアクターは地域、国家、および国際レベルにおいて、琉球/沖縄の人々に対する長期に渡る差別から生じる様々な問題を取り上げてきた。日本の第3-6次定期報告書は2010年2月CERDによって検討され、委員会は、総括所見において、正式勧告を出した。CERDのフォローアップ手続き下において、日本政府による追加情報が提供されたが、差別問題を監視する、あるいは差別問題に取り組むための、いかなるアクションも起こされておらず、琉球/沖縄の人々と沖縄に居住する日本人の権利を保護する方策や政策も制定されていない。上述のような状況は、関係する全てのステークホルダー、特に日米両政府による緊急のアクションを要するものである。この文脈において、私たちは、委員会に早期警戒と緊急手続きの下、下記の件を敬意をもって要求するものである。

- a) 日米政府に対して、辺野古/大浦湾、および高江における米軍基地建設計画に関して、徹底した見直しを行い、琉球/沖縄の人々および沖縄に居住する日本人の同意が得られなければ、建設を中止することを含む適切なアクションをとることを要求すること。
- b) 日本政府に対して、琉球/沖縄の人々と沖縄に居住する日本人の代表と広く、真の意味での協議を持ち、特に、辺野古/大浦湾の米軍基地建設と高江ヘリパッド建設、および米軍基地の存在によってもたらされる悪影響全般に関しての適切な方策をとるよう要求すること。
- c) 沖縄防衛局と日本政府に対して、高江の平和的に座り込みをしている人々への肉体的、精神的ハラスメントを直ちにやめるよう要求すること。
- d) 日本政府に対して、琉球/沖縄の人々に対する差別の意図を持つ、あるいは、差別を生むような、他国との合意も含む、政策、規則、政策実践を見直し、修正し、撤回し、破棄することを要求すること。
- e) 日本政府が琉球/沖縄の人々を先住民族として正式に認識し、ILO169号を批准し履行することを要求すること。